

厚生労働省

訓練番号:22-13-03-20-4388

緊急人材育成支援事業

実践演習コース(その他サービス分野)

受講料:無料

ウェディングプランナー養成科

訓練期間・時間

- ・平成23年 7月25日(月)～10月25日(火)
- ・17:00～21:50(夜間コース)

定員

・30名

対象・受講要件

・ブライダル関連の仕事に経験もしくは興味があること

募集期間・選考日

- ・応募期間:平成23年7月4日(月)～7月12日(火)
- ・選考日:平成23年7月14日(木)選考方法:面接
- ・選考結果通知:平成23年7月15日(金)

申込方法

・最寄りのハローワークで受講申込書に必要な事項をご記入の上、ハローワークにて受付後、下記にお問い合わせ下さい。

受講料

- ・無料
- ・自己負担額:教材費10,000円(税込)・交通費
- ・職場体験交通費

※訓練修了後の関連職種「ウェディングプランナー・ブライダルコーディネーター」

< 修了資格 > 受験によりウェディングプランナー、ブライダルコーディネーター等、各種資格を目指す事が出来ます。

グランマリアージュ

Tel & Fax : 03-5942-3097 担当:野村

Eメール : info@grandmarriage.com

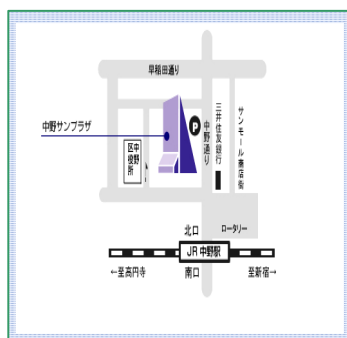
面接・説明場所 : 東京都中野区中野4-1-1サンプラザ9F

JRご利用の場合

- 東京から中央線で19分
- 新宿から中央線で5分
- 立川から中央線で31分

東京メトロ東西線ご利用の場合

- 大手町から19分
- 高田馬場から6分

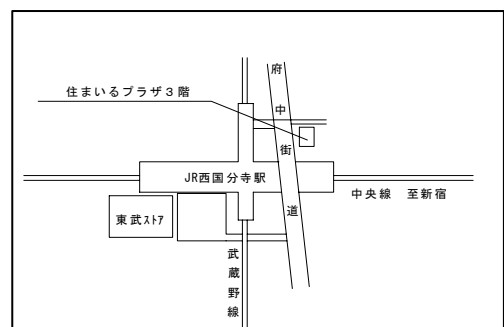


訓練場所:東京都国分寺市西恋ヶ窪1-36-3

住まいるプラザ3階

JRご利用の場合

- 新宿から中央線で32分
- 立川から中央線で5分
- 南浦和から武蔵野線で29分



ウェディングプランナー養成科 講習内容

＜仕上がり像＞ウェディングプランナーは人生の一大イベント「挙式・披露宴」をプロデュースする大事なお仕事です。ウェディングプランナーとしての知識、感覚を徹底的に身につけ、実践的な接客に関する技能を習得し、ブライダル業界で必要とされる人材を目指す

科目	科目の内容
学	首都圏のブライダルマーケットをデータで検証
科	基礎知識
学	ウェディングアイテムの種類・特徴・由来①
科	ウェディングアイテムの種類・特徴・由来②
学	新規接客を学ぶ
科	ウェディングプランナーの業務
学	接客シミュレーション・ロールプレイング
科	入所式、終了式、就職支援
実	顧客担当打ち合わせ
技	ウェディングアイテムのプレゼンテーション
学	ウェディングアイテムの受注・発注
科	見積もり書作成法
学	タイムテーブル組み方
科	司会者打ち合わせ
学	披露宴当日のディレクション

総訓練時間数303時間(学科140時間、実技140時間、職業講話10時間、職場体験18時間)

訓練・生活支援給付金

職業訓練を受講している間、毎月以下の額が支給されます。

被扶養者のいる方 12万円／月 上記以外の方 10万円／月

※遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

1. ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
2. 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
3. 世帯の主たる生計者である方(申請時点の状況によります)
4. 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下の方
5. 世帯全体で保有する金融資産800万円以下である方
6. 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
7. 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方
8. 国及び地方公共団体の類似の給付・貸付を利用していない方

※一定の要件を満たした方に支給されます。

※選考の結果、合格された方は、現在の住所または住居を管轄するハローワークにて受講勸奨、訓練、生活給付金を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

※年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万以下になるようであれば認められることがあります。

※世帯の年収は本人以外が受給している年金の額を除いて300万以下であれば認められます。

※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。